～　安心して働ける信州のために　～

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare
長野労働局

建設工事の発注者などの皆様へ

労働時間規制を踏まえた　適正な工期設定をお願いします

働き方改革関連法による改正労働基準法において、建設業についても、以下のポイントのとおり、１　2023年4月から残業の割増賃金率の引上げ、２　2024年4月から時間外労働の上限規制 が罰則付で適用されます。

建設業は、他の業種に比べて残業が多く、従来、民間事業者の発注する工事等において、著しく短い工期で契約するものも一部にみられますが、こうした**短い工期での発注は、施工品質の低下が憂慮される、また、事故発生の可能性が高まるなど、結果的に費用増大につながりかねません。**

建設業も他業種同様、働き方改革を進めることが重要であり、働く方の長時間労働を是正するための本改正について、**発注事業者としても経営トップ自らが認識し**、円滑な施行のため**社内関係部署への周知をお願いします。**

改正のポイント１　長時間労働のコストが増加しました

2023年（令和5年）4月1日から

中小企業での月60時間超の時間外労働の割増賃金率が引き上げられました。

※他業種と同様

	１か月の時間外労働	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	２５→５０％

改正のポイント２　上限時間を超える場合、それ以上働けません

※他の業種と同様

2024年（令和6年）4月1日から

建設業も、他業種と同様、時間外労働は**原則月45時間、年360時間**となります。

臨時的な特別の事情（36協定の特別条項）があっても、**次の上限を超えるものは禁止**となります。［注］災害時の復旧・復興の事業等について例外あり（裏面参照）

① **１年間の時間外労働　720時間以内**

② **１か月の時間外労働と休日労働の合計　100時間未満**

③ **複数月の時間外労働と休日労働の合計　月平均80時間以内**

※「2ヶ月平均」「3ヶ月平均」「4ヶ月平均」「5ヶ月平均」「6ヶ月平均」すべてが80時間以内

④ **時間外労働が月45時間を超えるのは、年６回まで**

【イメージ図】工期と長時間労働の関係

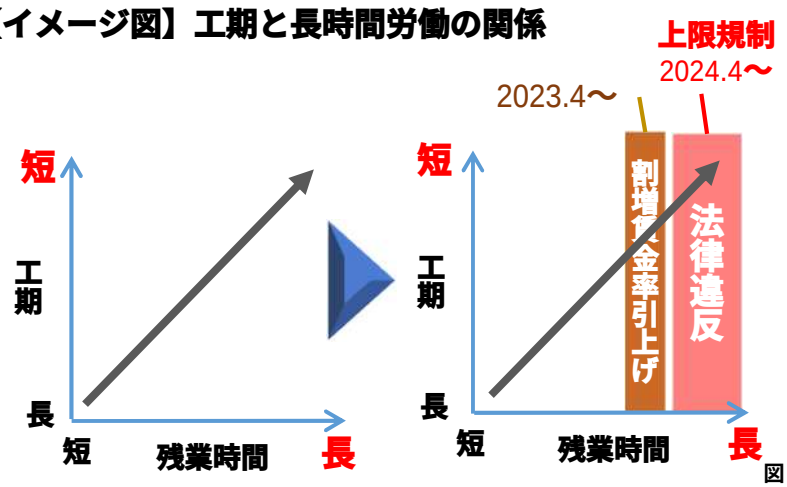

※工期は施工環境・施工技術・労働者数等の様々な要素を受けるが、それらが一定とした場合のイメージ図

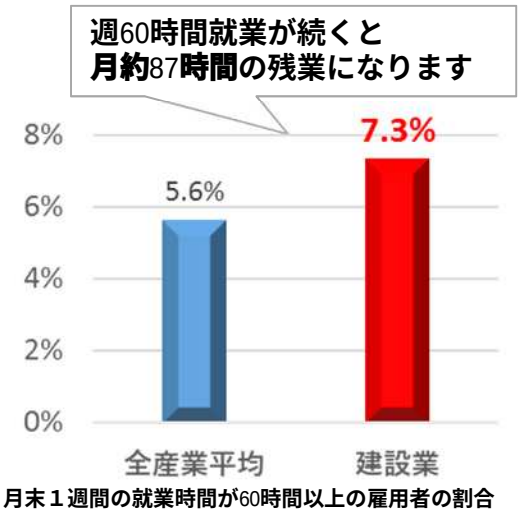

図　月末１週間の就業時間が60時間以上の雇用者の割合
※総務省「労働力調査」(2022年) から作成

（2023.7作成）

対応のポイント１　経営トップが改正の趣旨・概要を認識しましょう

対応のポイント２　改正内容を関係部署に周知しましょう

対応のポイント３　適正な工期を設定しましょう

たとえ発注者と受注者で工期を合意・契約していても、労働基準法に基づく上限時間を上回って作業を行うことはできません（上限規制違反の違法工事は法律で禁止！）

対応のポイント４　適切に契約変更（工期変更）しましょう

工程の遅れを生じさせるような事象等が生じた場合、受注者とともに遅れの原因を明らかにし、その原因を特定（発注者の責に帰すべきもの、受注者の責に帰するべきもの、不可抗力のように受発注者の責に帰することができないもの）した上で、受発注者間で協議して必要に応じて契約変更を行いましょう。

改正建設業法や工期に関する基準

働き方改革関連法と同時期に建設業法が改正され、国土交通大臣等は著しく短い工期で契約を締結した発注者に対し、**勧告**を行うことができ、従わない場合はその旨**公表**できることになりました。

また、発注者と受注者（下請負人含む）が考慮すべき事項をまとめた建設工事の「工期に関する基準」が策定されました。

リーフレット

工期に関する基準

⊘「下請たたき」は**禁止**されています！

著しく短い工期を設定するなどの行為（いわゆる「下請たたき」）は、建設業法で禁止されています。労働基準監督署では、国土交通省への取次も行っています。

建設業者 →（相談）→ 労働基準監督署 →（取次ぎ）→ 国土交通省 →（調査・指導）→ 注文者

※「注文者」には、元請負人、下請に出している下請負人、発注者が含まれます。

公共工事発注機関などの方へ（上限規制の例外）

労働時間の上限規制について、次の例外があります。ただし、いずれの場合も、残業時間について割増賃金の支払いが必要です。

① 災害時における復旧・復興の事業（労働基準法第139条）

※当面の間、単月100時間未満と複数月平均80時間未満の上限が適用されません。年720時間以内、月45時間超は年６回までの上限規制は適用されます。

② 人命・公益の保護のため、災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合（労働基準法第33条）

※労働基準監督署長の事前許可申請または事後の届出が必要
※発注者は、建設事業者の申請等に当たり、事業の公益目的や臨時の必要性などを示しましょう。

詳しい情報はこちら

厚生労働省HP
時間外労働の上限規制の適用猶予事業・業務

パンフレットやQ&Aなど各種資料を掲載

本チラシのお問合せは、長野労働局労働基準部監督課又は各労働基準監督署へ

※「建設業法」や「工期に関する基準」のお問合せは、所管行政機関の国土交通省関東地方整備局建設産業第一課（代表048-601-3151）（特設サイトhttps://www.ktr.mlit.go.jp/kensan/kensan00000032.html）または　長野県建設政策課（代表026-232-0111）にお願いします。